

第1章 計画策定にあたって

1 策定の背景

わが国では、急速に進む高齢化やライフスタイルの多様化などにより、疾病構造が変化し、疾病全体に占める、がんや脳血管疾患、心疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加しています。

このような中、国は平成 25 年に「健康日本 21（第 2 次）」を策定し、「すべての国民が共に支えあい健康で幸せに暮らせる社会」を目指すべき姿とし、次の 5 つの基本的な方針を示しました。

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

こうした国の方針に合わせて、県は平成 25 年 3 月に「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか 21）」を策定し、「県民一人ひとりが長生きしてよかったと実感できる社会の実現」を推進しています。

また、食育の推進について、国は平成 17 年 7 月に「食育基本法」を制定し、平成 18 年 3 月に「食育推進基本計画」を、平成 23 年 3 月に「第 2 次食育推進基本計画」を策定しています。その動きに合わせて、県においても、平成 25 年 3 月に「福岡県食育・地産地消推進計画」を策定し、食育と地産地消の更なる推進に取り組んでいます。

2 策定の趣旨

太宰府市においても、少子高齢化の進行と共に、核家族や一人暮らしの高齢者世帯が増加するなど、市民の健康を取り巻く環境は変化を続けています。また、これらの社会の変化に伴い、生活習慣病の増加や医療費の増大など、全国的な流れと同様に大きな課題が生じています。

このような状況の中、国・県の動向を踏まえながら、すべての市民の健康づくりを支援し、健やかで活力ある太宰府市の実現をめざし、健康増進及び食育推進の取り組みを進めます。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 31（2019）年度から 2028 年度までの 10 年間とします。なお、中間年度の 2023 年度に内容の見直しを実施します。

4 計画の位置づけ

この計画は、健康増進法第 8 条第 2 項に基づく「健康増進計画」と、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく「食育推進計画」を一体的に策定するものです。

また、「太宰府市人権尊重のまちづくり基本指針」の視点を持ち、「第三次太宰府市地域福祉計画」との整合性と連携を確保しながら、上位計画である「第五次太宰府市総合計画」の目標 1「健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり」の中の「生涯健康づくりの推進」を進めるための行動計画でもあります。